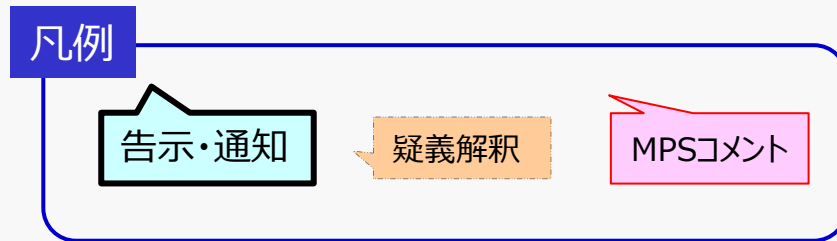


日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「麻薬加算、向精神薬加算、 覚醒剤原料加算、毒薬加算（薬剤調製料）」

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠
日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美



資料No.20220428-1103-2

（4月28日更新）
・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

内容	名称	点数
麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤する場合において、1調剤行為につき算定する 処方中の品目数、投薬日数に関係なく算定	麻薬加算	70点
	向精神薬加算	8点
	覚醒剤原料加算	
	毒薬加算	

【要件】

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤する場合に算定

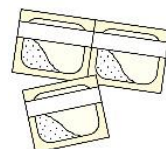
麻

向

毒

麻薬及び向精神薬取締法の別表第3で規定

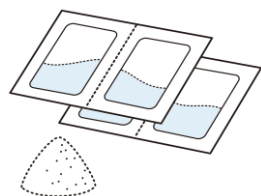
成分が該当していても、規制含有量以下で麻薬、覚醒剤原料又は毒薬の取り扱いを受けていない場合は算定不可



例：エフェドリン塩酸塩
(含有量が10%以下のものは覚醒剤原料の対象外)

同一薬剤で重複した規制を受けている薬剤は、重複算定不可

麻薬である場合は70点、それ以外の場合は8点を算定



麻薬である場合
例：モルヒネ塩酸塩水和物原末
(麻薬かつ毒薬)
⇒麻薬加算のみ算定

内服薬・屯服薬・外用薬・注射薬について算定可

